



平成29年 9月26日

各 位

会 社 名 株式会社はてな
代表者名 代表取締役社長 栗栖 義臣
(コード：3930、東証マザーズ)
問合せ先 取締役CFO 小林 直樹
(TEL. 03-6434-1286)

事業譲渡および代表取締役異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年10月31日（以下、「譲渡日」といいます。）を以って、当社が運営する物件ファン事業（以下、「本事業」といいます。）を、近藤淳也氏（以下、「近藤氏」といいます。）に対して譲渡することを決議し、近藤氏との間で事業譲渡契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。また当社代表取締役会長である近藤氏は、譲渡日より前に到来する平成29年10月26日に開催予定の当社定時株主総会において取締役の任期を迎えますが、非常勤取締役としての再任を上記株主総会にて諮る予定です。一方で、新会社で本事業に注力するため、上記株主総会直後に開催予定の当社取締役会において当社の代表取締役会長には再任されない予定であることを併せてお知らせいたします。

記

I. 事業譲渡

1. 事業譲渡の理由

当社は、経営資源の選択と集中の観点から、本事業の譲渡について複数の譲渡候補先企業および当社の新規事業準備室長として本事業の立ち上げおよび運営の責任者であった近藤氏と協議を続けて参りました。

本事業の事業価値評価の観点および事業価値を維持し安定的な引き継ぎを実現できる可能性という観点等から総合的に比較検討を重ねた結果、近藤氏に対する事業譲渡が当社の企業価値の最大化のために最も適切であると判断し、本事業譲渡（以下、「本取引」といいます。）を決定するに至ったものであります。

2. 事業譲渡の概要

(1) 本事業の内容

全国の個性派物件を記事コンテンツとして紹介する不動産情報サービス

(2) 本事業の経営成績 (平成 29 年 7 月期)

売上高 1,122 千円

(注) 当社は、「UGC サービス事業」の単一セグメントであり、運営リソースを共有しております。そのため、本事業にかかる営業利益及び経常利益は算出困難であり、記載を省略しております。

(3) 本事業に係わる資産および負債の帳簿価格 (平成 29 年 7 月末日現在)

該当事項はありません。

(4) 譲渡価額及び決済方法

譲渡価額 13,888 千円

決済方法 現金決済

3. 譲渡先の概要

(1) 氏名	近藤 淳也 (近藤氏は、譲渡日までに事業譲渡契約上の地位を同氏が設立する予定の新会社に承継させます。)
(2) 住所	京都府 京都市
(3) 当社と近藤氏の関係	当社代表取締役会長 (近藤氏は、譲渡日より前に到来する平成 29 年 10 月 26 日に開催予定の当社定時株主総会において取締役の任期を迎えますが、非常勤取締役としての再任を上記株主総会にて諮る予定です。一方で、新会社で本事業に注力するため、上記株主総会直後に開催予定の当社取締役会において当社の代表取締役会長には再任されない予定です。)

4. 日程

取締役会決議日 平成 29 年 9 月 26 日

契約締結日 平成 29 年 9 月 26 日

事業譲渡期日 平成 29 年 10 月 31 日 (予定)

5. 会計処理の概要及び今後の見通し

本件事業譲渡に伴い、平成 30 年 7 月期第 1 四半期において、譲渡価額から当該譲渡に要した費用を控除した金額が特別利益として発生する見込みです。

6. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成 29 年 3 月 1 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

公平性を担保するための措置と致しましては、フィナンシャルアドバイザーとして、当社とは独立した第三者機関である株式会社プルータス M&A アドバイザリーの助言を得ながら複数の譲渡候補先企業からの提示条件等との比較検討を行うとともに、当社とは独立した第三者機関である監査法人フィールズに本事業の事業価値の算定を依頼し、その事業価値算定額を参考とするだけでなく、加えて意思決定に至る過程においては、当該行為に利害関係を有しない常勤監査役による適切な監査を受けることで、意思決定過程における恣意性を排除しております。また、利益相反を回避するための措置と致しましては、当該事業譲渡の意思決定に至る過程において利害関係を有する取締役を排除する形で検討を行い、当該行為に利害関係を有しない独立役員および顧問弁護士にも随時相談を行いました。本取引を決定した取締役会においては、特別の利害関係を有する取締役が退席したうえで取引条件等の適性を慎重に確認したうえで承認・決議を行っており、その際に 3 名の独立役員（うち 1 名は社外取締役、うち 2 名は社外監査役）から、本日の取締役会の席上において、本取引の目的は合理的であり、交渉過程の手続きは適正であり、対価は公正であり、そして当社の企業価値向上に資するものであることから総合的に検討を行った結果、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないとの発言を得ております。

なお、平成 29 年 3 月 1 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

将来において取引を行う可能性が生じた場合は、市場実勢価格等を勘案し、他の一般取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、少数株主に不利益を与えることのないよう適切に対応することとしております。また、支配株主との取引が発生する場合には、法令や社内規程に基づき、取締役会の決議を経たうえで行うとともに、監査役監査等を通じて、適正な取引が行われているかを監視します。

上記により、本取引は少数株主の保護の方策に関する指針に適合しているものと判断しております。

II. 代表取締役の異動

1. 異動の理由

本日平成 29 年 9 月 26 日に開催された当社取締役会において、当社代表取締役会長である近

藤淳也氏に対して、本事業の譲渡が決議されました。譲渡日である平成 29 年 10 月 31 日以降、近藤氏は新会社で本事業に注力するため、平成 29 年 10 月 26 日開催予定の当社定時株主総会直後に開催予定の当社取締役会において当社代表取締役会長には再任されないこととなったためであります。

2. 退任する代表取締役の氏名及び役職名

新役職名	旧役職名	氏名
非常勤取締役	代表取締役会長	近藤淳也

3. 退任予定日

平成 29 年 10 月 26 日

以 上